

# 地方からの提案個票

## <各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
32	地方創生関係の計画の整理・合理化	1
34	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲	14
21	農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和	16
28	土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し	18
22	農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し	20
27	農村地域産業等導入基本計画の廃止等	24
33	地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定	26

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第1次回答

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

## 提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。

もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5]

企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。

## 【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会

○重複部分が多い地域再生計画と交付金実施計画の作成が、交付金申請の負担となっている。  
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

【回答】管理番号 133 に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）と交付金の交付に必要な地域再生計画（以下「再生計画」という。）はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている（9条2項、10条2項）。

一方、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている（同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項）。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である（同法5条15項、13条1項）。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。

③その他

地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第1次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

## 提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。

もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5]

## 【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるに関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

## 根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会

○当市においても、地方創生拠点整備交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるのである。職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

【回答】・管理番号 133 に対する回答にあるように、地域再生計画と施設整備計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略(以下「総合戦略」という。)と交付金の交付に必要な地域再生計画(以下「再生計画」という。)はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている(9条2項、10条2項)。

・一方、地方創生拠点整備交付金(以下「交付金」という。)の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている(同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項)。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である(同法5条15項、13条1項)。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・施設整備計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房、内閣府 第1次回答

管理番号	75	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	11_その他
------	----	------	--------------	------	--------

## 提案事項(事項名)

地方版総合戦略における数値目標や KPI の設定の不要化

## 提案団体

岡山市

## 制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方版総合戦略において、数値目標や KPI の設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)

## 具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。

特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。

このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標や KPI が記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。

また、数値目標や KPI を設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の計画を作成する必要がなくなることで、地方自治体における過重な事務負担が解消されることにより、地方創生をはじめ真に必要な業務に注力することができる。

## 根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市

○当市においても、地方創生推進交付金の申請における計画等の策定が負担となっており、総合計画を地方版総合戦略とみなすことができれば事務負担の軽減につながると考える。地方版総合戦略と総合計画を一体化

しやすいよう、地方版総合戦略の KPI の設定方法や効果検証の方法についても併せて見直しをしていただきたい。

## 各府省からの第 1 次回答

## 【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、数値目標の不要化については、定性的な目標を定めることができるよう手引きに記載していることから、適切ではなく対応は困難である。

## 【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているものである。)

効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房、内閣府 第1次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し

## 提案団体

京都市

## 制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。

具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる

## 具体的な支障事例

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。

当市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に向けた行政運営の効率化等が図られ、地方自治体の負担軽減等につながる。

## 根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号及び第13条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号、28農振第4号国総政第1号、環境対発第1604201号)第3、第11及び第12
- ・まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条、第10条
- ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)
- ・地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、



延岡市

—

## 各府省からの第1次回答

## 【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCAサイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位など手引きの在り方について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、現行の手引きにおいては、例えば、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことが重要であるとしており、毎年の外部有識者の参画による効果検証を求めているものではない。

## 【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているものである。)

効果的なPDCAサイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であり、外部有識者の参画は重要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

なお、手引きでは、「地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」と明記している。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。

具体的な支障事例

## ①重複事項の省略化

・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。

## ②窓口の一本化

実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①重複する事項を省略できるようそれぞれの計画を精査することで、事務負担の軽減を図ることができる。
- ②実施計画と地域再生計画の窓口を統一し、同一内容記載部分については、片方の修正が自動で片方に反映できる仕組みとすることにより、2回必要な申請を1回にまとめることができ、事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条
- ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条
- ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大阪府、高松市、高知県、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○推進交付金事業の変更に当たり、手続等について内閣府の推進交付金担当及び地域再生計画担当に問い合わせたところ、各担当で異なった回答であったこと等により、変更手続を行う時期が遅れる事例があった。  
○当団体では、作成支援ツールについて、KPIの記載部分意向が、エラーで正しく反映されず、ツールが利用できなかったため、作業が必要となった。記載内容が、ほぼ重複している以上、ツール等で解決するのではなく、重複記載部分を省略することで省力化を図ることができる。  
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画及び地域再生計画をそれぞれ作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

## 各府省からの第1次回答

## 1. 重複事項の省略化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、地域再生計画（以下「再生計画」という。）と地方創生推進交付金実施計画（以下「実施計画」という。）との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。なお、再生計画及び実施計画への記載そのものを省略することは適切でなく対応困難である。

【理由】再生計画は地域再生法に基づき作成・提出するもの。実施計画は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難である。

再生計画は地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにした計画であり、具体的な事業の内容や事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ再生計画を、内閣総理大臣が認定するもの。

認定された再生計画（認定再生計画）に記載されている事業に対し地方創生推進交付金を交付することができる。交付決定を行うためには、補助金適正化法に基づく申請書の一部である実施計画において、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載する必要があり（補助金適正化法5条）、実施計画に記載されている当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査を行う必要がある（補助金適正化法6条）。したがって、記載事項が重複している部分はあるものの、両計画において各々必要な事項であるため省略することは困難である。

一方、地方公共団体の事務負担軽減を図るために、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

また、再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところであり、変更案件の提出書類については、第55回認定（令和2年1月申請分）以降、新旧対照表の提出を不要としている。

## 2. 窓口の一本化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等について、再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。

なお、実施計画申請期間終了後における実施計画の修正に伴う再生計画の修正については、内閣府において把握する限り、殆ど発生していないと承知しているところ（地域再生計画申請期間終了後に地域再生計画の修正が生じた場合の実施計画の修正においても同様）。

【補足】再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、それぞれの計画の審査につき体制を設け、円滑かつ効率的に事務を行っている。窓口の一本化（審査事務の一元化）を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねないが、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については要望の趣旨を踏まえ検討したい。

地方創生推進交付金は、年間約2,000件程度の申請がある中、地方公共団体の事業遂行をできる限り長期間確保する点に留意し、限られた時間・人員の下で再生計画及び実施計画についての適正な審査に当たっている

ところ。

(1) 申請期間終了後の差し替え等について

再生計画は、申請期間終了後も、主に誤記載や体裁の不備など修正の必要があるものについて差し替えを認めている。

実施計画は、申請期間終了後は、原則差し替えを認めていないものの、事業内容の審査に至らないような明らかな誤記載等については例外的に差し替えを認めている。

(2) 不採択後の取下げについて

再生計画は地方公共団体から申請されているものであることから、実施計画が不採択となったことを踏まえて再生計画の申請を取り下げるか否かは、申請者(地方公共団体)の意思による。なお、取下げに関する手続については、特段書面による事務手続を求めておらず、メールにて取り下げる旨を報告いただく運用としている。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第1次回答

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地域再生計画認定手続きの見直し

## 提案団体

徳島県、愛媛県、高知県

## 制度の所管・関係府省

内閣府

## 求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。

## 具体的な支障事例

交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る時間と手間が削減されることにより、行政の効率化が図られる。

## 根拠法令等

- ・地域再生法5条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)
- ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日 内閣府地方創生推進事務局)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、美馬市、上板町、つるぎ町、高松市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡市

- 実施計画に関する県からの問い合わせや資料提供依頼は、提出期限が大変短く、対応困難な場合があり、各計画の提出時期が異なれば、町における事務作業の負担が軽減される。
- 地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、地方創生推進交付金実施計画とほぼ同様の内容を転記しているだけであるため、同実施計画を地域再生計画とみなすなど、両計画を一体化することで、策定に係る事務の軽減につながる。
- また、現行制度では、計画変更手続きについても、両計画について同様の手続きを個別に行う必要があるため、両計画が一体化されれば、事務軽減につながる。

○地方創生推進交付金の申請と再生計画の提出、採択(認定)がほぼ同スケジュールであるため、同時進行で作業しなければならず負担となっている。また、交付金の採択時に発生する修正作業もそれぞれ行わなければならない、煩雑となっている。

○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画と地域再生計画を同時期に作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。

#### 【補足】

まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。

年度当初滞りなく事業を開始できるよう、年度末に再生計画の認定を行っているが、2,000件弱の計画の認定に係る審査と並行して、地域再生法5条第17項に基づく認定に当たっての関係各省庁との協議、交付金担当との調整を行っており、また内閣総理大臣の認定を行うために必要な決裁手続を踏む必要があることから、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについてご理解いただきたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
国土交通省、環境省 第1次回答

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

## 提案団体

関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

## 具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。

なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

## 根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条  
経営力向上に関する命令第1条、第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で统一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。



## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

## 提案事項(事項名)

農業委員会委員の過半数を認定農業者等としなければならないとする法定要件の緩和

## 提案団体

安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

認定農業者等が農業委員会の委員の「過半数」を占めなければならないという要件を引き下げるとともに、例外的に委員の過半数を占めることを要しない「認定農業者が少ない場合」の基準を緩和することを求める。

## 具体的な支障事例

農業委員会等に関する法律第8条第5項は、原則として、認定農業者等が農業委員会の委員の過半数を占めなければならないという要件を定めている。ただし、「区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合」は、「認定農業者が少ない場合」として、例外的に当該要件を満たさないことができるが、当市の場合はこれに該当しない。

このため、当市では農業委員会の定数14人中8人を認定農業者としなければならないが、8人の認定農業者を選定し、任命することに苦慮している。

任命に苦慮する原因は、現役の認定農業者は、地元の農用地利用改善組合の組合長など、地域の農業団体の役職を務めている者が多く、常日頃本業で忙しいことにある。特に、農繁期の農業委員会業務は負担が大きいため、委員に立候補する認定農業者はほとんどおらず、任命を打診しても多忙を理由に断られることがある。現在は、地元農協や管理組合等からの推薦により、やむを得ず承し就任してもらっているのが実態である。一方、経営移譲をした認定農業者の親である元認定農業者は、認定農業者よりも地域の農政に対する知見が豊富である場合が多く、実際に認定農業者等からは、「認定農業者の親であれば支障なく農業委員としての業務ができる」という意見が多い。

こうした元認定農業者や認定農業者の配偶者等は比較的時間的な余裕もあるので、委員に就任しやすく、農業委員会の活動にも専念することが可能と考えられるが、これらの者は同法第8条第5項各号の者ではないため、委員に就任いただくことができない。委員の過半数に認定農業者を任命することとされている趣旨は「農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させること」であるが、元認定農業者や認定農業者の家族が委員になった場合でも、その趣旨を十分に全うすることは可能であると考えられる。

なお、平成27年の法令改正時から、当市では、認定農業者等の過半数要件を満たすことに苦慮しており、当該改正の5年後見直しにあたり令和3年5月に全国農業会議所から行われたアンケートでも、当市としては、経営が多忙等のため認定農業者に就任を断られると考えられるため、「過半数」の要件が厳しいと回答しているところである。

また、一般的に、世帯主である男性が農業経営改善計画の認定を受けるが、その家族である配偶者等についても、農業に関与している場合が多い。さらに現行制度では女性の意見が農業委員会の運営に反映させにくいという問題もあると考えている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各市町村の農業事情に応じて委員を選任できる可能性が広がるため、地域によっては、農業に積極的に取り組

んでいる担い手の意見を農業委員会の運営に的確に反映させることが一層できるようになる。また、女性の登用が進みやすくなることにより、女性の視点からの意見が農政に反映される。

## 根拠法令等

農業委員会等に関する法律第8条第5項、同法施行規則第2条第1号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、上市市、須賀川市、川崎市、下呂市、田原市、滋賀県、広島市、鹿児島市

○当市は令和2年7月の改選においては、農業委員の過半数以上が認定農業者となり、現状は要件を満たしている。

しかしながら、認定農業者の多くは現役で農業に取り組んでおり本業が忙しい上に、農業関係の役員等を兼務している。多忙を理由に断られ、任命には大変苦慮しているのが実態である。

○認定農業者の配偶者まで要件を緩和するなど、女性農業委員の登用に向けて推薦範囲が広げられるよう制度的に緩和することが望まれる。

○当市では、地域からの推薦により選出される委員がほとんどであり、その方々が認定農業者とは限らないため、過半の要件を満たさなくなる可能性がある。その場合に煩雑な事務手続きが必要となるため。

○当農業委員会では令和5年度に農業委員の改選の予定がある中、委員定数が削減となることがほぼ確実である。

一方、女性農業委員の割合の増加（目標30%）について常に求められているところ、提案内容にあるとおり認定農業者は男性が登録され、その配偶者である妻は認定農業者でないケースが多く見られる。

本提案が実現すれば、女性委員の登用が進みやすくなることが想定されるため、追加共同提案団体として参画したい。

## ※当市の現状

女性農業委員は5名おり、そのうち3名が農業者であるが認定農業者ではない。（残り2名は中立委員）

○当市では、農業委員の任命の際は主に地区会等から推薦をいただいているが、応募段階では認定農業者過半要件を満たさず、基準を満たす農業者から農業経営改善計画の認定を受けてもらい、なんとか認定農業者過半要件を満たしている状況である。

国の第5次男女共同参画基本計画では、女性農業委員の登用率を2025年までに20%とする目標が定められており、当市において女性登用率20%を満たすためには定数16人のうち女性委員4人とする必要がある。一般的に世帯主である男性が認定農業者となる場合が多いため女性の認定農業者は非常に少数であり、女性委員4人と中立委員1人が認定農業者でないとすると、その他11人中9人が認定農業者である必要があり、現状においては認定農業者過半要件と女性委員登用率20%の両立は非常に困難である。

○地区によって認定農業者の人数に差があるため、地区割で委員の選定を行う際に苦慮している。

○当市においても、現在の農業委員の平均年齢は68歳と高齢であることから、今後の農業委員選任時に提案市と同様の支障が生じることが予想される。また、制度改革による効果の欄に記載がある農業委員の「女性の登用が進みやすくなる」という効果も期待できると考える。

○当市では、農業委員の定数17名に対して認定農業者は1名しかいないため、認定農業者が過半数を占めなければならないという要件はあてはまらないが総じて認定農業者は多忙であることから任命には苦慮する一面がある。

## 各府省からの第1次回答

農業委員会法においては、担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として、農業委員会の委員定数の過半を認定農業者が占めなければならないとしている。

一方、農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合には、認定農業者の親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等の例外措置を講じている。

現行制度については、上記のような弾力的な措置を講じているところであるが、関係者の意見等を踏まえ、例外措置の在り方を検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し

提案団体

那須塩原市、さくら市、高根沢町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。

具体的な支障事例

土地改良法に基づく災害復旧工事については、国や都道府県がこれを行う場合には、農業者の申請によらないという点では市町村営事業と同じであるにもかかわらず、議会の議決を要せず応急工事計画を定めて実施できる。一方、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画を定めて実施する必要があることとされている。

- ・法定の議決事項であることにも鑑み、当市では地方自治法第179条の規定に基づく専決処分にはならず、議決を経たうえで災害復旧工事に着手してきたが、議会手続には1～3か月を要すること
- ・工事の内容は基本的には原形復旧であり、審議において意見が割れることは通常なく、当市では否決となった例がないこと
- ・議会では当該応急工事計画に係る予算も議決しており、工事内容の可否は予算の審議でも議論することができること
- ・都道府県が土地改良法に基づき行う災害復旧工事は、市町村が行う災害復旧工事と同じく、農業者からの申請によらないにもかかわらず、市町村の場合に限り議会の議決を経ることとする理由はないと考えられること
- ・応急工事計画は、通常事業とは異なり、公告や異議申出が省略されていること
- ・議決を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があることから、迅速な災害復旧の観点から、市町村が行う災害復旧工事に際しても議会の議決を不要とすべきと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の安全や営農再開のための早期の災害復旧工事を迅速に実施することが可能となる。議決が不要となることで、議決に向けた関係機関との調整業務が減ることとなり災害対応の強化を図ることができる。

根拠法令等

土地改良法第96条の4、第87条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

那須烏山市、芳賀町、壬生町、那須町、下呂市、相模原市、新潟県、浜松市、熊本市、延岡市、鹿児島市

○土地改良法に基づく災害復旧工事については、同法第 96 条の 4 の準用規定により、市町村が災害復旧工事を行う際には「市町村の議会の議決を経て」応急工事計画定めて実施する必要があることとされている。

- ・議会手続には1～3か月を要すること
- ・議会を得た応急工事計画の変更についても再度議決を得る必要があること

から、迅速な災害復旧の観点でいえば遅いと言わざるをえない。これは当町だけでなく多くの市町村も共通して感じていると思われるので当町も議会の決議を不要とすべきと考える。

○近年、自然災害が頻発する一方で、県内の市町村職員は減少しているため、議決手続きの見直しにより、迅速な災害復旧工事を実施できる。

○迅速な災害復旧の実施の観点から、当市としても同調する。

○災害復旧工事においては、住民の安全や早期の営農再開のため迅速な対応に努めてきたが、本提案による議決手続きの見直しにより、更なる迅速化が期待できる。

○当市では、平成5年豪雨災害が発生し土地改良法に基づく災害復旧事業を実施しているが、30年近く経過しておりその後土地改良法に基づく災害復旧工事は行っていないため、事例確認が出来ないが、提案の趣旨に賛同する。

## 各府省からの第1次回答

土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特性を踏まえた適切な復旧につながることから、応急工事計画を定めるときに、住民の代表者（市町村議会議員）の議決機関である議会の議決を求めているところである（第 96 条の 4 において読み替えて準用する第 87 条の 5）。

一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には、被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自らが発意して行うことができることとされているが、受益者から当該事業の負担金を求める場合には、受益者の3分の2以上の同意が必要とされている（法第 87 条の 5 及び法第 91 条第 4 項において準用する第 90 条第 7 項）。

以上のことから、事業実施主体の特性により手続の違いを設けているところであるが、当該法手続を見直す場合の市町村への影響を把握した上で、対応を検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省、農林水産省 第1次回答

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

## 提案事項(事項名)

農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

## 提案団体

紫波町、川越市

## 制度の所管・関係府省

文部科学省、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間で元の原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。  
また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。

しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1~2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。

以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。

令和2年度における試掘調査の件数: 13 件

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。

## 根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市

—

## 各府省からの第1次回答

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。  
ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

122

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合の一時転用許可の緩和

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

荒廃農地に営農型太陽光発電設備を設置する場合、当該事業予定地に荒廃農地でない農地が一部含まれる（荒廃農地に隣接し、荒廃農地の面積を超えないものに限る。）としても、事業予定地全体で10年間の一時転用許可を可能とするよう、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農林水産省農村振興局長通知）を改正すること。

具体的な支障事例

荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置する場合、10年間の一時転用許可が認められている。しかし、事業者が荒廃農地であると考えて営農型太陽光発電設備の設置を検討する地域であっても、荒廃農地と荒廃農地の間などに荒廃農地でない農地が含まれていることが多く、こうした地域において、営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可を受けるためには、①荒廃農地だけで10年間の許可申請を行う、②荒廃農地とそれ以外の農地をあわせて3年間の許可申請を行う、③荒廃農地とそれ以外の農地をそれぞれ10年間で3年間で許可申請を行う、という3つのパターンが考えられる。

しかし、①は、営農型太陽光発電設備を設置できなかった農地が荒廃農地になるリスクが高いまま残されることが懸念される。②は、3年間の許可期間では銀行からの融資が受けられず営農計画及び発電計画が頓挫してしまう事例があり、かつ、3年ごとに行政書士に依頼し、申請を行うことが事業者にとって大きな負担となる。③は、事業者にとって申請手続が煩雑となるほか、3年間の許可申請部分が再許可が得られない場合に一体的な土地利用に支障が出ることが懸念される。

したがって、平成30年に荒廃農地の一時転用許可期間が10年間に見直されたものの、これまで数件相談があったが、現実的には活用できていないのが実情であり、今後も同様の事例が生じることが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の利便性向上に資するとともに、一体的な土地利用が可能となり、農地が荒廃農地になるリスクが軽減されることが期待される。また、農地転用許可権者の負担が軽減される。

根拠法令等

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日農村振興局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、川崎市、豊田市、京都市、宮崎県

—

## 各府省からの第1次回答

営農型発電設備の下部の農地について、同一の事業につき荒廃農地と荒廃農地以外の農地が存する場合の一時転用期間の取扱いについては、当該下部の農地の大半が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地と荒廃農地以外の農地が連坦しており、これらが一団のまとまりを有する場合には、荒廃農地を再生利用する取組として取り扱い、荒廃農地以外の農地も含めて、10年以内の一時転用期間とすることを可能とすることとする。

このため、必要な通知の発出等の措置を講じる。



## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し

## 提案団体

鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

## 具体的な支障事例

農村産業法(旧農工法)については、平成29年に法改正が行われた際、企業の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえ、都道府県・市町村が各計画を策定することとされた。

そのため都道府県は、市町村の農村地域産業等導入実施計画(以下「実施計画」という)の意向や実態に合わせて、基本計画を策定・変更することとなったが、当該改正によって基本計画は、都道府県が望む姿やグランドデザインといった観点が薄れたため、その存在意義・必要性が乏しくなっている。

また、法律上は基本計画の策定は任意とされているが、都道府県が基本計画を策定しなければ、市町村は実施計画の策定ができないスキームとなっていることから、都道府県は基本計画の策定が実質的に義務付けられている。

そのため、本県においても、市町村からの具体的なニーズに基づき、この度20年以上ぶりに基本計画を変更しなくてはならなくなったが、基本計画の存在意義等が低下する中であって、関係機関との調整や国への同意付き協議など、計画変更に要する過大な事務負担が生じる状況にある。

一方で、地方拠点法においては、都道府県が地方拠点都市地域(国の同意付き協議)のみを定め、当該地域内の複数市町村等が共同して基本計画(都道府県の同意付き協議)を作成し、類似の特例・支援措置を受けることが可能となっている。

そのため、農村産業法についても、都道府県は、基本計画によらない手法での調整(導入すべき産業の業種や農用地等の利用調整に関する事項等のみを何らかの形で決定するなど)を行った上で、国の基本方針等を踏まえた市町村の実施計画に対する同意を行うスキームに見直せば、事務負担の軽減を図ることができると考える。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県においては、基本計画の策定・変更に関する事務負担が軽減される。

市町村においては、基本計画に代わる手法による調整が現在よりも迅速に行われれば、実施計画の策定に要する期間の短縮が見込まれる。

## 根拠法令等

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、長野県、滋賀県、岡山県、福岡県

○現行制度では、市町村が、具体的な場所や導入業種を盛り込んだ実施計画を策定する場合、あらかじめその導入業種が県の基本計画に位置付けられている必要がある。そして県の基本計画の策定および変更は国に協議を行う必要があり、結果的に、市町村の速やかな計画策定の支障となっている。

そもそも、法令、ガイドライン、国の基本方針がある中で、更に都道府県が基本計画を策定することは必要性に欠けるものであり、都道府県は、市町村から実施計画策定に向けた協議を受ける中で、それが法令等に即したものとなっているか確認、指摘をする役割を担っている。

○事例として、県内自治体の実施計画に県基本計画にない業種を盛り込むととなったため、基本計画に業種を追加する必要性が生じた。令和2年度に基本計画の変更を行ったが、国への協議等に時間を要するため、その後の実施計画の策定にも時間を要することとなった。

このように、実施計画に基本計画にない業種を盛り込む場合、その都度基本計画の変更が必要であり、事務が煩雑である。また、その結果、市町村での実施計画策定に時間を要している。

○当県では、平成30年3月に基本計画を策定し、今年度に計画の見直しを行う予定である（現在、国の基本方針が示されていない）。

しかし、実際には、基本計画の必要性が乏しい中、計画の見直しには関係機関との調整や国との協議などに多大な事務負担が生じることが予想される。

については、左記の①に記載された方法等での事務負担の軽減を図る必要がある。

○農村地域産業等導入基本計画を廃止することにより、当県においても事務負担の軽減を図ることができる。

## 各府省からの第1次回答

農村産業法及び同法に基づく国の基本方針（農村地域への産業の導入に関する基本方針、平成29年8月制定）において、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展が図られる業種を、本基本方針や都道府県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。

都道府県の基本計画は、地域の特性を活かし、その実情に応じた内容を定める役割を果たすものであり、かつ、地域振興に関する計画及び都市計画等との調和を保つ指針となるべきものでもあり、その存在意義は重要であると考えている。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第1次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等

## 提案団体

愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町

## 制度の所管・関係府省

消費者庁

## 求める措置の具体的内容

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。  
加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。

## 具体的な支障事例

- 1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。
- 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による計画策定に当たっての法体系等の整理・位置付けの明確化  
国計画等の一本化等による地方の計画策定作業の合理化  
消費者行政分野における計画等の単一化による住民への訴求力の向上

## 根拠法令等

消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦 2020(政策目標7)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、奈良県、松山市、福岡県、宮崎県

○地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられてるものの、消費者基本法には政府が策定することと定められているが、自治体

が策定することは定められてはいないため、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がない。また、消費者基本計画の中で消費者教育について規定するものの、消費者教育推進計画においても消費者教育について規定しているため、消費者教育の部分が重複する。さらに、両計画の対象期間についても統一されていない。○国の「消費者基本計画」において、地方公共団体の計画策定に関する規定がないため、県計画策定の根拠がなく支障となっている。

## 各府省からの第1次回答

### (1. について)

地域の人口減少や国・地方公共団体における厳しい財政状況などの制約のなか、消費者行政の強化を着実に進めるに当たっては、地方公共団体において、財源の確保も含めて、計画的に取組を進めることが重要であり、有識者懇談会の議論を経て策定した「地方消費者行政強化作戦 2020」(令和2年4月)において、地域版の消費者基本計画(いわゆる地方版消費者基本計画)の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとしたところである。

同強化作戦に記載のとおり、「各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記するなど、地方公共団体の自主性にも配慮している。

地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判断に委ねられるところであるが、消費者庁としては、引き続き、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、積極的な取組を支援してまいりたい。

### (2. について)

消費者教育推進計画については、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定により、都道府県、市町村が策定に努めることとなっている努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。実際に消費者教育推進計画を策定いただいている地方公共団体においては、一本化している事例も多くあるところ。

地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、法令上、特段規定されていないところ、国の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致していなくとも、各地域の実態を踏まえ、例えば両計画の計画期間を揃えたり、両計画を一本化して策定いただくなど、柔軟に両計画を策定・改定することは可能である(現に両計画を一本化して策定している地方公共団体の事例もあるところ)。

以上のことから、消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間が一致していないことが地方公共団体にとって支障となっているとは考えていないが、今後、地方公共団体において両計画の策定・改定が円滑に行われるよう、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。